

## 大牟田商工会議所 SDG s 推進企業登録制度実施要綱

### (目的)

#### 第1条

この要綱は、SDG s に積極的に取り組む事業者等を後押しする「大牟田商工会議所SDG s 推進企業登録制度」の実施に関し、必要な事項を定めることで、事業者等が、自らの活動とSDG s との関連性を認識し、SDG s の達成に向けた具体的な取組みを推進することにより、SDG s の普及を促進するとともに、新たな価値の創造を促し、その取組みの「見える化」による地域の自律的好循環（※）の形成につなげ、大牟田の特性を生かした持続可能な社会を目指し、SDG s の取組みを原動力とした地方創生を実現することを目的とする。

（※）自律的好循環…企業、地域、地方公共団体、地域金融機関等の多様なステークホルダーが連携し、地域課題の解決に向け、キャッシュフローを生み出し、得られた収益を地域に再投資すること。

### (対象)

#### 第2条

大牟田商工会議所SDG s 推進企業登録制度の登録の対象は、次に掲げる全ての要件に該当する事業者等とする。

- (1) 2030年の目指す姿や環境・社会・経済の三側面の重点的な取組みを明確に示していること。
- (2) 自らの活動とSDG s の17のゴールとの関連付けがなされていること。
- (3) 大牟田商工会議所の会員であり、年会費の未納がないこと。
- (4) 福岡県暴力団排除条例（平成22年施行）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと。
- (5) その他、公序良俗に反する行為及び重大な法令違反がないこと。

### (登録の申請)

#### 第3条

前条の登録（以下「登録」という。）を受けようとする事業者等は、大牟田商工会議所SDG s 推進企業登録申請書（様式第1号）に次の書類を添付して大牟田商工会議所会頭（以下、「会頭」）に申請するものとする。

- (1) SDG s 達成に向けた取組みチェックリスト（様式第2号）
- (2) その他会頭が必要と認める書類

(登録の実施)

第4条

会頭は、前条の規定による申請があった場合において、第3条各号の全ての要件に該当すると認めるときは、当該申請をした事業者等を大牟田商工会議所SDGs推進企業登録事業者として登録し、登録証を交付するものとする。

2 会頭は、登録をしたときは、当該登録事業者に対し、ホームページにおいて、取組内容を公表するよう促すとともに、当該登録事業者の名称等を大牟田商工会議所ホームページにおいて公表するものとする。また、当該登録事業者の登録情報について、国の関係機関や福岡県、大牟田市と共有することができる。

(登録の有効期間)

第5条

登録の有効期間は、登録の日から2030年までとする。

(登録の変更)

第6条

登録事業者は、登録内容に変更がある場合は、大牟田商工会議所SDGs推進企業登録変更届(様式第3号)により速やかにその旨を会頭に届け出なければならない。

(登録の辞退)

第7条

登録事業者は、登録の辞退について、会頭に申し出ることができる。

2 前項の登録の辞退をしようとする場合は、大牟田商工会議所SDGs推進企業登録辞退届(様式第4号)を会頭に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第8条

会頭は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により登録したと認める場合
- (2) 法令に違反する重大な事案が発生した場合
- (3) SDGsの達成に資する活動について、実態がないと認める場合
- (4) その他、登録事業者として適当でないとする場合

2 会頭は、前項の規定による取消しを行った場合は、当該取消しを受けた地域事業者等に対し、通知するものとする。

(事務の所掌)

第9条

この要綱に関する事務は、総務課において所掌する。

(その他)

第10条

この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年(2021年)10月7日から施行する